

富山県老人福祉施設協議会規約

昭和 40 年 10 月 15 日制定

(名称)

第 1 条 この会は、富山県老人福祉施設協議会という。

(事務所)

第 2 条 この会は、事務所を富山県社会福祉協議会内におく。

(組織)

第 3 条 この会は、富山県内の老人福祉施設等をもって組織する。

(目的)

第 4 条 この会は、施設の運営管理の適正化、利用者処遇の充実及び施設職員の資質福利の向上を図り、もって老人福祉施設等の発展を期することを目的とする。

(事業)

第 5 条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 施設相互の連絡調整に関する事。
- (2) 職員の研修及び資質向上に関する事。
- (3) 老人福祉及び老人福祉施設等の調査、研究、広報等に関する事。
- (4) 社団法人全国老人福祉施設協議会、東海北陸ブロック老人福祉施設協議会との連絡に関する事。
- (5) その他目的達成に必要な事業。

(役員)

第 6 条 この会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 理 事 10 名
- (4) 監 事 2 名

2 会長、副会長は理事とする。

(役員を選任)

第 7 条 役員を選任は次のとおりとし、総会の承認を得る。

- 2 理事は施設の長をもってあて、別表に定める 4 ブロックから 1 3 名及び軽費老人ホーム・ケアハウスの内から 1 名を選出する。
- 3 会長、副会長は、理事会で選任する。

4 監事は会長が指名する。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、会の会計及び業務を監査し、総会に報告するものとする。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補充役員任期は残任期間とする。

(顧問)

第10条 この会に顧問をおくことができる。

(代議員)

第10条の2 公益社団法人全国老人福祉施設協議会富山県選出代議員については、公益社団法人全国老人福祉施設協議会選挙管理委員会が実施する代議員選挙業務の一部委任に基づき、富山県老人福祉協議会及び富山県デイサービスセンター協議会が共同で設置する、富山県代議員選挙実行委員会が、当該業務を行なうものとする。

2 公益社団法人全国老人福祉施設協議会富山県選出代議員が1名の場合は、この会の会長を、2名の場合は、この会の会長及び富山県デイサービスセンター協議会会長が立候補者となるものとする。

3 前項の代議員の予備代議員は、1名の場合は、富山県デイサービスセンター協議会会長を、2名の場合は、各代議員が所属する協議会の中から指名した者とする。

(理事会)

第11条 この規約に別段の定めのあるもののほか、会の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

3 会長は、理事の3分の1以上又は監事から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から1週間以内にこれお召集しなければならない。

4 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

5 理事会の議事は、出席理事の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

- 6 理事会は、次の事項を決定する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 規約の改廃
 - (4) 総会に付議する事項
 - (5) 施設負担金の賦課徴収方法
 - (6) 前3項により付議された事項
 - (7) その他会長において必要と認めた事項

(総会)

- 第12条 総会は、施設の長をもって構成する。
- 2 総会は、年1回以上会長が招集し、その議長となる。
 - 3 総会に付すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 役員の承認
 - (4) 規約の改廃
 - (5) 施設負担金の徴収方法
 - (6) その他会長が必要と認めた事項
 - 4 総会は、過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

(委員会)

- 第13条 この会の業務を総合的かつ円滑に行なうため、委員会を設置する。
- 2 委員会の種類及び活動内容については、理事会において定める。
 - 3 委員会には委員長をおく。
 - 4 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
 - 5 施設の長は、いずれかの委員会に所属するものとする。
 - 6 委員長は、理事の中から会長が指名する。

(専門部会)

- 第14条 第4条及び第5条の目的・事業を効果的にするために専門部会をおくことができる。
- 2 専門部会は、原則として年1回以上開催することとする。
 - 3 専門部会の運営に関し必要な事項は、別にこれを定めることができる。

(事務局)

- 第15条 事務局に事務局長をおく。
- 2 事務局長は、富山県老人福祉施設協議会会長が任命する。
 - 3 事務局長は、会の全般にわたる事務を管理する。

- 4 事務局及び会の円滑な運営に資するため、富山県社会福祉協議会の了解を得て、富山県社会福祉協議会役職員から助言を得、また会の運営に参画を求めるものとする。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(収入)

第17条 この会の経費は、施設負担金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 施設負担金の額及び徴収方法については、別にこれを定めるものとする。

附 則

この規約は昭和40年10月15日から施行する。

この規約は昭和44年8月29日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

この規約は昭和45年7月13日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

この規約は昭和48年4月1日から施行する。

この規約は昭和49年4月1日から施行する。

この規約は昭和53年5月17日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

この規約は昭和55年5月9日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

この規約は昭和59年4月1日から施行する。

この規約は昭和63年4月14日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

この規約は平成元年8月9日から施行する。

この規約は平成3年4月16日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

この規約は平成4年5月19日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

この規約は平成5年4月1日から施行する。

この規約は平成10年4月1日から施行する。

この規約は平成12年4月1日から施行し、平成11年11月1日から適用する。

この規約は平成16年4月1日から施行する。(第17条施設負担金の改正)

この規約は平成18年4月1日から施行する。(第7条別表及び第17条施設負担金の改正)

この規約は平成19年3月23日から施行し、平成19年度の役員から適用する。(第5条、第6条、第7条第2項及び別表、第10条の2の改正)

この規約は平成21年3月23日から施行し、平成21年度の役員から適用する。(第10条の2の改正)

この規約は平成28年4月1日から施行する。(第15条及び第17条施設負担金の改正)